

大神・吉際地区住居表示実施検討会

住居表示に関する 大切なお知らせ 第2号

新しい町名と区域(案) の検討を進めています!!

平塚市では、わかりやすく訪ねやすいまちの実現を目指して、大神・吉際地区の住居表示の実施を予定しています。

(※実施を予定している区域については、3ページをご参照ください。)

「大神・吉際地区住居表示実施検討会」は新しい町名や区域について、地域の方とともに検討するために発足し、これまでに4回検討会を開催しました。

今後も検討会は、新しい町名や区域(案)の検討を行い、令和3年度下半期に検討結果を、地域からの要望書として市長に提出することを目標に進めていきます。

大神・吉際地区住居表示実施検討会 とは

発足 : 令和2年2月

目的 : 大神・吉際地区における新しい(住居表示実施後の)
新しい町名及び区域(案)について検討すること。

構成 : 対象区域内の各自治会から推薦された委員(12名)



住居表示実施の目的とメリット

市民の皆様のご利便性の向上や、安心・安全を守ることを目的に実施します。

○誰にでも目的地が見つかりやすくなります。

○救急車などの緊急車両到着のスピードアップが期待できます。

○郵便物などの誤配・遅配が減少します。

(住居表示実施後の)町名(案)について

「大神〇丁目〇番〇号」「吉際〇番〇号」

を検討会の意見として決定しました。

ポイント

- 従来の名称、もしくは地域の歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称など、市民の意向を配慮し、親しみやすく語調のよいものとします。
- 読みやすく、簡明なものとしします。

今後のスケジュールについて

年 度	内 容
令和3年度 ～4年度	<ul style="list-style-type: none">○大神・吉際地区住居表示実施検討会にて検討を重ねていきます。○住居表示審議会（市の附属機関）の開催○議会へ上程○検討会から市長へ「町の区域及び町名」(案)における要望書を提出
令和5年度	<ul style="list-style-type: none">○大神・吉際地区住居表示実施(住所が新しくなります) (令和5年10月頃を予定しています。) <p>※住所が変更されることにより、皆様に手続きしていただくものがあります</p>

～～ 住所変更後の手続きの一例です ～～

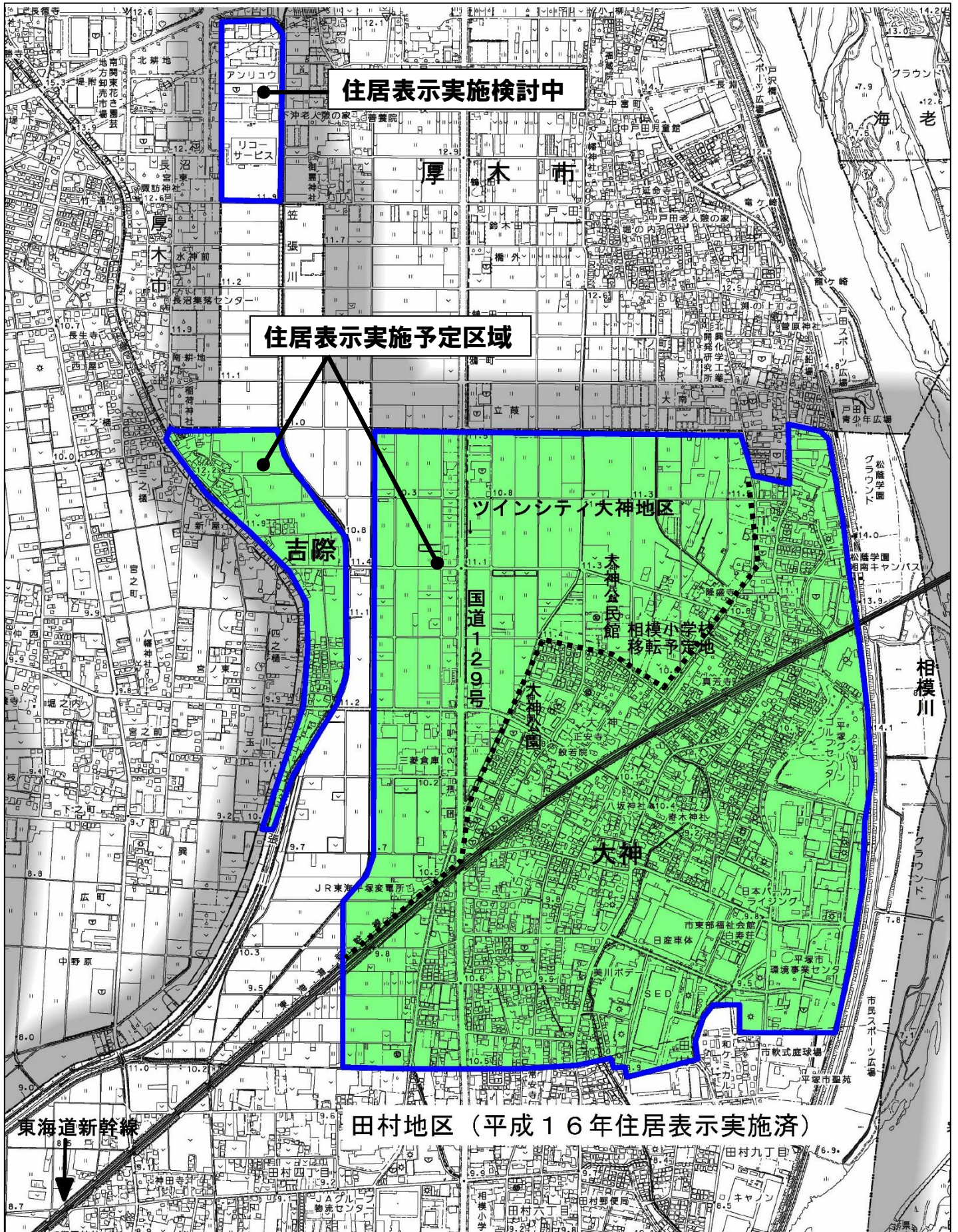
○手続き「不要」:行政(市や法務局等)が変更できるもの(職権でできる)

- 例 住民基本台帳などの公簿類の住所欄、不動産登記簿の字名(地番でない)
印鑑登録原票、国民健康保険被保険者証、㊦(小児)医療証、等

○手続き「必要」:皆さんに住所変更手続きをお願いするもの(職権でできない)

- 例 運転免許証、保険証(社会保険等)、個人契約の銀行や保険、
自動車の所有者・使用者、不動産登記簿の所有者等の住所、等

実施を予定している区域について



～Q&A～

Q) 住居表示が実施されるとどうなりますか？

A) 街区の角の電柱など、見えやすい場所に青色の「街区表示板」を設置します。町名と街区番号を記載しています。また、建物の出入り口付近に新住所を表示した「住居番号表示板」を取付けます。

色：青色
大きさ：約 18 cm

町名板と住居番号表示板
(門や郵便受けなどに設置)



新住所

街区表示板
(街区の角などに設置)



街区番号

色：青色
長さ：約 60 cm

Q) 住所が新しくなることで、自治会の区域を変更する必要があるですか？

A) 住居表示と自治会の区域は連動しないため、変更する必要はありません。

Q) 自分自身で住所変更の手続きをする必要はありますか？

A) 変更手続きをしなければならないものがあります。

主な例として、2 ページ下段をご参照ください。

また、住居表示実施に伴って、令和5年を目途に資料の配布や説明会を開催していきます。

Q) 本籍や登記簿上の土地の地番は変更になりますか？

A) 本籍や土地の地番について

字名は変更（例：大神〇丁目）になりますが、

地番（土地の番号：〇〇〇番地の部分）は、変更されません。

こちらの大神・吉際地区住居表示に関する「大切なお知らせ」については
大神・吉際地区への住居表示実施に向けて、これからも発行・配布いたします。



詳しくは事務局まで、お問合せください。

令和3年1月

発行：大神・吉際地区住居表示実施検討会

事務局：平塚市都市整備課

電話：21-8783（直通）

23-1111（代表）内線2113